令和5年度 第5回 日野市子ども・子育て支援会議 議事録

日 時 令和6年2月15日(木)午後6時30分~午後8時15分

場 所 日野市役所 5 階 505 会議室

出席者 委 員 久米委員 山田委員 池田委員 大村委員 高橋(則)委員 栗栖委員 藤浪委員 土屋委員 本村委員 飯島委員 福田委員 清水委員 原嶋委員 田中委員 小田喜委員 村岡委員 大西委員 山下委員 村田委員

事務局 波戸副市長 中田子ども部長 飯倉子育て課長 滝瀬子育て課長補 佐 籏野子育て課係長 加藤子育て課主任 佐々木保育課長 服部 保育課係長 佐藤保育課係長 飯野保育課係長 藤井子ども家庭支援センター課長補佐 株式会社名豊・糸魚川氏

欠席者 髙橋(康)委員

傍聴者 なし

(開 会)

会 長

ただ今より、令和5年度第5回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。まず、本日の委員会の出席状況、会議の傍聴の希望の報告等を事務局からお願いします。

事務局

本日は高橋(康)委員から欠席の連絡をいただいていますので、出席人数は19名、過 半数を超えていることをご報告します。また、本日の傍聴希望はございません。

会 長

過半数の出席を満たしているため、本日の会議は成立となります。なお、本日も波戸副市長にご参加いただいています。では次第1の会長挨拶ですが、この日野市子ども・子育て支援会議も、今年度最後の会議となります。ただ、子どもの最善の利益をめざしていく会議ということでは終わりのない会議だと思いますので、また次年度に向かって、今日もきちんと議論を進めていきたいと思います。本日の報告事項にあるニーズ調査ですが、明日2月16日が締め切りとなります。どのような結果が出るのか、この会議でも時間をかけて議論をして、そして名豊さんを始め事務局が時間をかけて工夫を凝らし、調査票を作ってきました。配布資料を眺めたところ、いろいろなところで工夫がなされ、ここでの議論が反映されていると思います。これから集まった回答を見て、声を聴いて、この先、いろいろと考え、決めていくことができると思います。それを楽しみにしながら、また今日もいろいろと話し合える会議にして行きたいと思っています。それでは配布資料の説明等を事務局からお願いします。

事務局

本会議は、日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則第四条において本会議、会議資料は原則公開となります。議事録についても後日の委員の皆様に確認いただいた上で、日野市のホームページ上で公開となります。

本日の資料は、まず資料1「子ども・子育て支援事業次期計画策定のためのニーズ調査スケジュール」、こちらは8種類の調査票の原本とセットになります。次に資料2「保育の質ガイドライン 策定委員会の取り組みについて」、資料3「日野市ファミリー・アテンダント事業」、資料4「日野市ファミリー・アテンダント事業のチラシ」、資料5「みらいく開設に向けたスケジュールについて」、資料6「次期計画策定のためのニーズ調査の進捗状況について」、以上になります。

会 長

では次第2「報告事項」に移ります。本日は報告事項が5点あります。まずは(1)から(3)までについて報告いただき、質疑応答を行いたいと思います。

事務局

報告事項(1)令和6年度学童クラブ入所承認通知発送状況について、口頭での報告となります。令和6年2月1日に、2,338通の承認通知の発送をいたしました。令和5年度は2,323通でしたので、ほぼ同数という形になります。学年の内訳は、1年生は808名、

2年生が771名、3年生が737名、4年生が9名、5年生が8名、6年生が5名です。な お本日時点での状況になりますが、4月1日入所での待機児童は発生しない見込みとな っています。報告は以上です。

事務局

報告事項(1)保育園の入園状況についてですが、前回の支援会議で保育園の申し込み 状況については報告させていただきました。その後に一次選考を行った結果、1月24日 にその通知を出し、併せて一次選考で選考できなかった方には二次募集を行う旨をご案 内させていただきました。一次選考後の辞退なども含め、最終的に173名の二次募集枠が 残る結果となってしまったため、まだまだ利用調整に向けて、マッチングがうまくできな かったのかと思っています。現在、二次選考を行っており、その結果を2月22日に発送 する予定で作業を進めているところです。保育園の入園に関しては以上です。

続いて報告事項(2)「日野市保育の質ガイドライン策定委員会の取組みについて」で す。資料2をご覧ください。第2回支援会議で、保育の質のガイドライン策定委員会を立 ち上げていくという報告をさせていただきましたが、その後の委員会の取り組み状況に ついて、経過のご報告です。まず、日野市の保育の質ガイドライン策定の経緯についてで すが、令和4年度、全国的に不適切な保育が報告されるなか、市内の民間保育所において 保育所職員による不適切保育が発生しました。また、その他においても、複数の園から不 適切保育の相談や、通報などもありました。日野市においては、待機児童数が減少傾向に あるなかで、保育の量の両輪として保育の質に関する市民の関心が高まっているという ように感じています。子どもにとってよりよい保育環境を実現していくためには、児童福 祉法などの様々な法律や基準があるほか、保育所保育指針が定められており、これらを適 切に理解し運用していくことが必要となります。その中でも特に日野市の保育において 大切にしたい考え方、目指すべき保育の具体的な内容を日々の保育の中で大切なポイン トなどを整理し、市内の保育士同士で共通理解を築いていくことが今必要なのでないか と考えています。子ども、保護者、保育士などにとって安心できる保育環境を作り上げる ためにも、保育の質の維持、向上につながるガイドラインを作成する必要があると考え、 策定することになりました。

資料4頁は日野市の保育の質ガイドラインの位置づけとなります。各種法律や基準、保育所保育指針、子ども条例や新!ひのっ子すくすくプランなどの計画と各園で定める保育計画や目標、そのような間に位置づけをし、保育を実践する上で補完するものとしてガイドラインを位置づけています。資料の5頁目は完成のイメージ案です。現時点では「知っ得ハンドブック」のように持ち運びしやすい A5 サイズの冊子で、カラー刷りを想定しています。写真や絵などを使いながら見やすいものにしていきたいと考えています。

続いて資料6頁は現時点で想定している主な内容です。保育内容、事例集、チェックリストの3種類を踏み込んでいきたいと考えています。まず、保育内容では日野市の保育で大切にしたい考え方などについて整理し、保育向上のため、それぞれの役割や取組みについて記載をしていく予定です。事例集については、各園でのよい取組みや、よいエピソードなどを集めていきます。保育現場での身近な課題に対する等身大の取組みを、より多く集めることで、各園での保育実践がより豊かなものになるのではと考えています。続いてチェックリストです。具体的なポイントはわかりやすく確認していくために保育の質に関するチェックリストを作成し、各園で活用していただきたいというように考えています。

資料7頁目ですが、策定にあたっては日野市保育の質ガイドライン策定委員会で検討していくこととし、令和5年10月から学識経験者、民間保育園・公立保育園の園長と共に検討を進めているところです。資料8頁目は今後の動きです。現在、事例集として、その事例の寄稿を1園あたり2つのよい事例を作成して提出いただくようお願いしているところです。全園で約90個のよい取組みが集まる予定です。次にワーキンググループのメンバーの選出を依頼しているところです。集めた好事例のブラッシュアップや意見交換などを行う作業メンバーについて、各園から1名出していただくようお願いしています。こちらでの作業については、令和6年度からのスタートを想定しており、約40人の保育士の先生方が集まってグループワークをしながら、よりよいガイドラインの策定を進めていきたいと考えています。また、策定委員会では、令和6年度中の完成を目指し、事例集以外の部分についても策定を進めていきたいと考えています。このような形で、令和6年度については各園と連携を図りながら、皆様と一緒に保育の質の向上に取組んで参りたいと考えています。報告は以上です。

事務局

続いて報告事項(3)ファミリー・アテンダント事業について説明させていただきます。 資料3をご覧ください。日野市ファミリー・アテンダント事業は、この2月から開始しま した。この事業は東京都の支援を受けて、今年度から日野市と都内では全部で4自治体が 先行して開始する事業です。日野市の場合は、大きく2つの要素で構成しています。目的 は、アウトリーチと傾聴・協働による子育て家庭の伴走支援です。見守りアテンダントと なる民生児童委員ですが、こちらの関わりは赤ちゃん訪問として、生後3か月から6か月 頃までの赤ちゃんのいるご家庭に民生委員の方が訪問して、子育て中の家庭の悩みの傾 聴や、地域の育児支援のサービス、日野市における子育て家庭のサービスの紹介をしてい ただいています。

民生委員による赤ちゃんのいるご家庭の訪問ですが、従来から赤ちゃん訪問として民 生委員の自主事業として行っていたものを、このファミリー・アテンダント事業のなかで 再構築する形で新たに開始をしているものです。ここで訪問時に育児支援品をお渡しすることになっていますが、こちらについては東京都から提供を受けているカタログギフトをお渡しして、育児に役立てていただくという形になっています。寄り添いアテンダントですが、こちらについては対象がゼロ歳児には限定されず未就園児までを対象にしていますが、保護者の方からの希望に応じて子育て支援の研修を受けたボランティアが家庭訪問等による支援を行います。こちらは資料4のチラシで詳細をご覧いただければと思いますが、保護者の費用負担なしで保護者の方の傾聴や、お子さんを連れてなかなか外に出るきっかけがないご家庭に、一緒に公園や子育てひろばに同行をして、お子さんと一緒に遊ぶなど、家事についても保護者の方のお話を聞きながら一緒に家事をするというような活動を想定しています。

資料2頁は支援の全体像となります。子ども家庭支援センターは令和3年から母子保健部門と児童福祉部門が一体化して、子育て中の家庭の虐待が疑われるハイリスク家庭から一般の家庭の支援、ポピュレーションな部分まで一つの課で総合的に対応しているところですが、さらに、このファミリー・アテンダント事業の開始に伴い、行政による支援だけではなく、見守りアテンダントである民生児童委員や寄り添いアテンダントであるボランティアの皆さまの力をいただきながら、住民による支援を含めて総合的な支援を展開しているところです。生後間もない子どもがいる家庭に地域住民がアプローチをすることを体系化することで、問題の早期発見や深刻な状況にならないために、身近で垣根のない、顔が見える、相談しやすい環境を整えて、子育て支援をさらに強化していきたいと考えています。

資料3頁をご覧ください。妊娠期から 18 歳まで切れ目のない支援体制ということで、こちらはファミリー・アテンダント事業単独ではなく、妊娠期においては妊婦面接や出産子育て応援交付金における8か月目のアンケート、出生後は保健師による新生児訪問や、その後の3・4か月、1歳6か月、3歳児健診、6か月ごろの民生委員の赤ちゃん訪問、また、児童館における1歳のファーストバースデーサポート等を含めて乳幼児期の支援を進めています。また、小学校入学後の支援においても、今後、中高生支援を含めて 18歳、またそれ以降の20歳頃までの支援も「子どもなんでも相談」や「みらいく」で展開していくため、そのようなところで切れ目のない支援をポイントポイントで受けていただくことになります。

最後に、地域の力で子育て家庭を支援というところで資料4頁ですが、今回ファミリー・アテンダント事業に協力いただいている現場の声をお伝えできればと思っています。まず民生児童委員ですが、会長からは「お子さんの生まれた世帯を訪問して、子育てに関する心配事を伺ったり、子育てひろばの案内などを行うことで、子育てを支援したいと考えています。保護者の方やお子さんに会えることを楽しみにしています。」というコメントをいただいています。また、寄り添いアテンダントですが、こちらには団体名は入っていませんが、チラシにあるように「NPO法人 日野子育てパートナーの会」さんに、こ

ちらのファミリー・アテンダントのボランティアの要請や調整の方をお願いしているところです。子育てパートナーの会は「みんなのはらっぱ」という子育てひろばも実施しているため、そのようなひろばとの連携も今後想定しているところです。子育てパートナーの会さんからは、「子育てひろばの中で、このお母さんともう少し話したいと思うことがあります。ご自宅でゆっくり話す時間ができることで、子育ての不安や負担感を減らしたい。そして一人ぼっちの子育てをなくしていきたいと思っています。」というコメントをいただいています。まだ2月から事業を開始したばかりで一世帯の支援がこのほど始まったばかりですが、これから赤ちゃん訪問の場でも紹介させていただき、子育てひろばや子ども家庭支援センターの関わりの中で必要と思われるご家庭には紹介させていただきます。支援会議委員の皆さまも、身近な方でこのような支援が必要な方がいらっしゃれば、ぜひご紹介いただきたいと思います。

会 長

ただいまの報告事項3点について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

委 員

ファミリー・アテンダント事業について、2点教えていただきたいと思います。1点がファミリー・サポート・センターというものがあるかと思うのですが、そこのシステムとかなり似ているというイメージを抱きました。窓口がいっぱいあるという意味ではよいのかもしれませんが、そことの棲み分け、どのような違いがあるのか、教えていただきたいと思います。もう1点、民生委員さんのアテンダントという取組みについて、地域と一緒に子育てをするという面でとても素敵な取り組みだと思います。半面、今、子育てで悩んでいる若いお母さんが相談する時に、歳の差が自分の親よりあることもあったりして、子育ての背景が大きく違い自分たちが育てられた育て方と少し変わっていたりするのです。今の方たちと価値観が少し違い、もちろん民生委員さんは勉強もされているし経験を積まれている方もいらっしゃると思いますが、話しやすいかと言われると少しお答えしづらいというハードルがあると感じました。そこへのアプローチ方法などについて、研修をされる計画があるのか、実際に行われているのかを、ぜひ教えていただければと思います。

事務局

ありがとうございます。では、まず質問の1つ目、ファミリー・サポート・センターと の違いについてお話しさせていただきます。ファミリー・サポート・センターと違い、お 子さんのお預かりやアテンダントの方が家事を肩代わりしてお母さんの負担を減らすということではなく、あくまでもお話を聞き、一緒にお子さんと遊ぶなど寄り添う支援を目的としているため、アテンダントが単独でお子さんの面倒をみる、おうちの方がいないところで家事をするなどということを想定しているものではありません。ファミリー・サポート・センターではふれんどさんという事業を展開されており、そちらの方がファミリー・アテンダントに内容としては近いかと思うのですが、名称が似ていてなかなか判別がしづらいところもあるのですが、あくまでもファミリー・アテンダントは一緒に寄り添って、子育てを一緒にしていくということです。特にゼロ歳児を中心に周知をしており、実際にお母さんたちからは、日中ご自宅に赤ちゃんと2人きりでいて、大人の人と話す時間がなくお話の通じない赤ちゃんだけで息が詰まりそうだというお話をいただくことが結構多く、そのような時に話し相手になっていただきます。また、日野市の特徴でもありますが、地縁のない日野市に転居してきて、身近に気軽な相談や世間話のできる相手がいない、出かける場所が一人で行くには抵抗があるという方が、地域の支援や居場所につながるまでのお手伝いをさせていただくことが、このファミリー・アテンダントの目的です。

続けて2つ目のご質問です。民生委員さんと赤ちゃんのいるご家庭での世代のギャップがあって、相談のしづらさがあるかということですが、昔と今の子育ての方法、育て方の違い、価値観のギャップ等については、私たちも考えたいという認識でいます。民生委員さんにはまだ機会を設けられていないのですが、寄り添いアテンダントさんについては、11 月から研修をかなり密度も濃くやらせていただいています。その中で、昔と今との育て方の違いや、最近の育児グッズに触れていただくなど、そのような研修も行っています。やはり昔は、抱っこをすると抱き癖がつくからよくないなど、いろいろあったかと思いますが、そのような捉え方も今と昔とは違っているため、違和感のないように研修を充分させていただいています。

委 員

ありがとうございます。子育てパートナーさんに関しては、先ほどお話があった「みんなのはらっぱ」さんなどで、いろいろお話を聞いてくださり、とても傾聴してくださっている皆さんかと思います。傾聴はとても難しいですし、一般の方が傾聴して精神的に参ってしまったということは多々あるため、ぜひ並行して走っていただければと思います。ありがとうございました。

委 員

先ほどの保育の質ガイドラインについてです。実は昨日集団指導の研修の中で出たのですが、少々勉強不足でこのことについてよくわからなかったもので、今日内容を見まし

たら策定の段階の委員のメンバーの方の選出というのが私立認可保育所、市立の日野市の保育園という形で選出されていますが、これは幼稚園の関係者は出ないのでしょうか。 保育の質に関して保育園の中で幼稚園も 10 園参加し、保育の質のことについて説明を受けているのですが、幼稚園からは、ひとりも委員が出てないということは、少々勉強不足で申し訳ないのですが、教えていただきたいです。

事務局

今回市内の認可保育所で不適切な保育があり、市外でもいろいろなところで不適切な保育があるという、保育施設で非常に取り上げられているという状況でした。そのような状況を含めて、まず保育園の現場の方から考え、その後、幼稚園への展開ができるかどうかということを含めて考えていきたいと思っております。そこを一緒にすると、保育のやり方や幼児教育のやり方など、いろいろなところからやっていかなければいけないということがあったため、まず保育から始めていければということでメンバーを選ばせていただきました。その結果を踏まえて、また、幼児教育等を含めてどのような対応ができるのか、検討していきたいと思っています。

委 員

ありがとうございます。幼稚園でもまさに保育の質ということを、大変今勉強して、これから取組まなければいけない課題のため、是非ここのところも協力して日野市の保育の質ガイドラインに何らかの形で関与させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

あともう1点、幼稚園については昨年末まで幼児教育保育のあり方検討委員会が、教育委員会主催で我々も一緒に行ってきたところです。そちらの中で私立幼稚園の代表、公立幼稚園も含めて参加いただいて幅広く議論してきているため、その議論の内容を踏まえながら取組んでいきたいと思っています。また、意見を言っていただける機会を設けながら検討させていただきたいと思います。

委 員

見守りアテンダントについてお伺いします。去年多摩平や旭が丘地区にも大きなマンションが立ち、いろいろな地域から人が入ってきて、その中にはお子さんのいる若い世帯

がたくさんいらっしゃいます。最近の住宅はオートロックで直接訪問できないお宅や電話番号も公表されない方も多く、そのような世帯の方たちには、どのように民生児童委員さんは連絡をとってフォローをしていけるのか、教えていただけますでしょうか。

事務局

おっしゃる通り、オートロックのマンションは、なかなか訪問が難しいというお声を、実際に民生委員の方から多くいただいています。民生委員の事務局の福祉政策課では、訪問時の不在票にかなり工夫を凝らして作っており、訪問してインターホンを押しても応答いただけなかった方については、不在票の中に「また改めていつ頃訪問させていただきます」や、民生委員の電話番号を表記して「ご連絡ください」というような案内を含めて不在票を入れ、その後に約束を取って訪問していただくという形をとっています。今までは独自の活動で民生委員の赤ちゃん訪問を続けていただいてきたのですが、このほどファミリー・アテンダント事業として東京都の支援をいただき、改めて開始することになり、育児支援品としてカタログギフトも配布することができるようになったため、ドアを開けていただくことやインターホン越しなどでもある程度会話をして、ご家庭のご様子や民生委員の紹介ができるようなきっかけになるかと考えています。なかなかこの部分は引き続き課題ではありますが、この事業をきっかけに、民生委員の方が地域に入っていく機会になるかと考えているところです。

委 員

今の話の中で思ったのですが、お引越しされて住民票の異動の届けが出されると思うのですが、そのような手続きの時に対象のお子さんのいるご世帯にファミリー・アテンダント事業の周知はされるのでしょうか。

事務局

現時点では市内での異動や新たに日野市に転入された方へのフォローは、なかなか事務が煩雑で、予定していません。こちらとしては乳幼児の支援の中で健診の機会や子育てひろば事業の中で、そのような方と接する機会がある場合は個別にご案内させていただく予定ではあるのですが、住民票の異動と連動したご案内ということは、今の時点では予定はしていません。

委 員

ファミリー・アテンダントの利用について資料を読んでいましたが、4回までが目安と書いてあり、子どもと2人きりや兄弟がいてケアしてほしい、遊んでほしいなどと思い連絡し、1回目は多分マネジャーさんと来てまず内容を決める。2回目以降はファミリー・アテンダントが週に1回2時間ほどということは、初めの相談が初回になると思うため、それを含めて4回までということなのですか。遊ぶといっても子どもはすぐ遊んではくれないため、初回の1回目は多分大人同士で話しているのをじっと見て終わり、2回目にその人が来て少し慣れ、3回目、4回目で一緒に遊び、「どこかに行ってくれる人がいる」「やったー」と思ったところで、4回終わると「もうおしまいです」と切られてしまうのでしょうか。その後、引き継げるものはあるのか、切羽詰まっているママたちというものは4回目あたりでやっと心が開いてくるのではないかと思います。このせっかくの事業なのに、この続きは来月になればまた復活し4回できるのでしょうか。それともこれ以降は使えないものなのかということが少し気になりました。

事務局

私たちもこの回数をどの程度にするのかというところで、かなり悩んだところです。同 じような支援活動をされている団体からもお話を聞きながら、このように決めたという 経緯があります。委員がおっしゃるように、1回目はアテンダント・マネジャーと寄り添 いアテンダントの2名で訪問し、今後の支援の打ち合わせも含めた訪問という形になる ため、残りの3回で実際のアテンダントさんの支援という形になります。4回訪問したと ころで一旦目安として終了という形になるのですが、もし4回目でまだまだ支援が足り ない、少々育児にまだ不安が残るという場合、アテンダントとマネジャーと相談し延長し ていくのか、もしくは、より不安感が大きいということであれば子ども家庭支援センター で提供している別の支援をご紹介する、お子さんと遊んでほしいだけではなく家事の負 担が大きいということであれば、ファミリー・サポート・センターにつなぐ、子ども家庭 支援センターで実施している「ママサポさん」を紹介させていただくというような、他の サービス等につないでいく形になっています。月を跨いだら復活することは今のところ 想定はしておらず、週に1回2時間程度を目安として設定しています。初回の訪問で、ど のようなペースで訪問していけばよいかということを相談しながら、基本的には不安感 なく安心して子育てをしていくことが目標になるため、期限を区切らずずっと続けてい くというものではなく、ある程度のところでアセスメントをし、支援としてはどこかで離 れていくという形になります。4回ということは、基本的には目安というように捉えてい ただければと思います。

委員

今のご説明ですと、アテンダントさんはどちらかというとつなぐ役割をする、その方が 傾聴していってくれるというより次につなぐための橋渡しをする人というようなイメージと思ってよろしいでしょうか。

事務局

そうです。気兼ねに相談できる相手を見つけていただくということではあるのですが、 特定の方に依存してしまうと目的から外れてしまうところであるため、お話を聞くなか で、親御さんの気持ちが楽になり、自信を持っていただくというところがゴールです。

委 員

ちなみに、注意事項に、「商業施設などに寄り添いアテンダントが同行する場合の交通 費、入場料などはご利用者に負担をいただきます。」と書いてあるのですが、イメージと しては市内程度の距離という感じでよろしいですか。

事務局

そのとおりです。訪問の範囲は市内を想定しており、例えば有料の遊び場や交通費のかかるところに同行してほしいということであれば、その分はご負担いただきますが、利用にかかる費用は無料という形になっています。

委 員

ご紹介がありましたように、私どもの法人では自主事業で、このファミリー・アテンダント事業とほぼ同じ「ふれんどさん訪問事業」という事業をしています。それはどのようにしてできたかというと、ファミリー・サポート・センター事業をしているなかで家事や保育園の送り迎えだけではなかなか支援できないお母さんたちがいるため、ぜひそのようなところを支援していきたいという要望が提供会員さんからあり、「ふれんどさん訪問事業」を10年以上しています。この事業の組み立てをするときに、では何回行ったらよいのかという点が非常に課題になり、いろいろなところに話を聞きに行くなどしました。私どもの「ふれんどさん訪問事業」もファミリー・アテンダント事業と並行して運用していますが、一応5回にしています。私どものところは民生委員さんがいないため、チラシを配ってお母さんの方から来てほしいというアプローチがあると、まず電話をして「どのような状況ですか」と聞いて、1回目はコーディネーターが同行して、どのような悩み

があるのか、どのような支援がよいのかということを「ふれんどさん」と三者で話し合い、 5回行くことにしています。「ふれんどさん」はファミリー・サポート提供会員のベテランさんなのですが、その方たちもきちんと研修をしています。このようなニーズのある方たちはどちらかというとメンタル面で弱いというところがあり、あまり長くいればよいというものではないのです。長くいると依存関係になってしまうため、すごく頼ってしまう、あるところは頼ってもよいのですが、伴走型の場合はある程度、対等的立場で寄り添いながらやっていくものです。長くやって、あの人頼りになるからと、どんどん自分の悩みを打ち明け、何かしてくれというような関係にファミリー・サポートでもなりがちです。従って、5回だというきちんとした回数を示すことで、その中で一緒に何かやりましょうということになっていく方が、結果的には上手くいくのです。長くずっと同じ人が支援していくというタイプの支援もありますが、このような乳幼児を育てているお母さんで悩んでいる方は、やはり一時は寄り添いますが、そのなかで違う社会支援につないでいくことが一番大事だと思っています。

私どもの法人でファミリー・サポート自体をしているため、そこへつなぐ、ママサポさん、子育てひろばに繋ぐなど、一時的に寄り添うがずっと寄り添っているのではなく、その次の一歩、背中を一つ押すというような役割なのだと思っています。ファミリー・アテンダント事業と並行してこれからも事業を行っていくと思いますが、棲みわけが難しく、従って私どもは5回、ファミリー・アテンダント事業は4回のため、これからの方たちは9回来てもらえるという計算になるのかとフレンドさんたちと話しています。やはり限られた回数のなかで、どのくらい社会参加に社会につなげていくかということを、この事業は問われていくのだと思っています。

事務局

言葉足らずのところを補足していただき、ありがとうございました。

会 長

では、続いて報告事項(4)子ども包括支援センターみらいくの開設スケジュールについて、事務局から報告をお願いします。

事務局

子ども包括支援センターみらいくの開設スケジュールについて、説明させていただきます。資料5をご覧ください。この1月31日にみらいくの建物が竣工致しました。オープンの準備ということで、市役所とみらいくの間の前面道路の工事、また3階に開設する

子育てひろばと中高生世代支援スペースの遊具や備品等の設置などは、これから始めていきます。また、1、2階に子ども部の事務所が入るため、そちらの備品関係の搬入もこれから始めます。開所式は来年度になりますが、5月19日の日曜日、午前中を予定しています。また一般公開として、同日の午後、関係者の方に施設の中を内覧していただく機会を設けます。オープンですが、子ども部3課の業務をみらいくで開始することと併せて、子どもなんでも相談の開始が5月27日の月曜日からとなります。開所式とオープンの間の1週間は、事務所等の引っ越し作業に当てることとなります。オープンは二段階になり、6月24日の月曜日に3階の子育てひろば及び中高生世代支援スペースがオープンします。また、こちらのオープンイベントと子ども条例の啓発として、6月29日の土曜日、もしくは30日の日曜日に講演会の実施を現在検討しているところです。

会 長

では、報告事項(5)について事務局から報告お願いいたします。

事務局

報告事項(5)次期計画策定のためのニーズ調査について説明させていただきます。まず資料1をご覧ください。こちらはニーズ調査のスケジュールと調査票のセットです。調査票については前回までの会議でいただいたご意見を可能な限り反映させ、この形で完成版として実際に調査に使用しているものです。修正、変更点についていくつかピックアップして、この後に説明させていただきます。次に資料6をご覧ください。ニーズ調査の進捗状況ということで、現時点の状況を記したものになります。資料1のスケジュールにもある通り、小学5年生、中学2年生を対象とした調査票については学校の協力をいただき、令和6年度1月末に調査を終了し回収済みです。それ以外の調査票については、1月25日に発送し、明日2月16日が回答期限という形で調査へのご協力のお願いをしているところです。現在、順次、ウェブでの回答、郵送での返送の形での回答が寄せられているなかで、回収、集計作業をしているところです。現時点での回収状況等は資料6の裏面に記載しています。期限が明日までということもあるため、この後少し、上積みしていけるのではないかと期待しているところです。ではニーズ調査票について委員の皆さんからご意見をいただいての修正点、反映点、実施状況について、支援事業者の名豊さんから報告していただきます。

事務局

それでは最終形で修正をかけた点をいくつか説明させていただきたいと思います。まず未就学児の保護者の調査票です。1頁目の問3「子育てに関して日常悩んでいること、また気になっていることはどのようなことですか」ということで、かなり文面が多い、選択肢が多いというご意見が出ていました。しかし、この日常悩んでいることということを、より詳細に聞くことが必要ではないかということで、選択肢の統合等は特にしていませんが、文面が非常に圧迫感等もあったため、できる限り短文になるよう選択肢を修正しています。次に3頁の問7、選択肢2番に発達教育支援センター「エール」を加えています。続いて17頁の問48番ですが、こちらは25個の事業名に対して「知っている」、「これまで利用したことがある」、「今後利用したい」という設問になりますが、前回の会議の時に、それぞれの項目に「はい」「いいえ」と回答することで非常に負担感があるというご意見があり、それぞれにチェックボックスを入れて、できる限り簡単に回答できるように修正しています。次に20頁目、問60番の選択肢1番ですが、きょうだいというところをひらがなで書いています。全体にかけてですが、漢字の兄弟姉妹のところをすべて統合するような形でひらがなの「きょうだい」という表記に書きかえています。

次に小学生保護者の調査票です。こちらも未就学児童の保護者と同様の修正をかけているのでそこは説明を省力します。それ以外ですと、8頁、間21番で先ほどの事業の認知度、利用状況、利用希望を聞いていますが、こちらの事業に「放課後等デイサービス」を加えています。その他、9頁、間23番では小学校の放課後の居場所、過ごさせたい場所になりますが、こちらに選択肢6番、図書館、公民館、そして選択肢9番、放課後等デイサービスという選択肢を加えています。10頁、間24番も同様です。

続いて小学校5年生の調査票ですが、2頁、問5番と6番でそれぞれ「放課後休日に誰と過ごしていますか。そして誰と過ごしたいですか。」と聞いている設問があります。こちらもできるかぎり簡単に回答できるような形でレイアウトの修正をかけています。次に5頁、問16番では「どんなことについて自分の意見を聞いてほしいですか。」という質問ですが、選択肢3番に「学校のこと」を追加しています。中学校2年生の調査票では、3頁、問11番の選択肢6番として「放課後等デイサービス」を加えています。

続いて高校2年生相当の調査票です。1頁、問2番ですが、問1番の方で「あなたの今の状況についてお答えください。」という質問で全日制高校や定時制高校等の回答選択肢があり、問2ではそれぞれ通っている状況について答える設問になっていました。こちらをあくまでも学校に限定し、問1番の回答で1番から3番を選択した人ということで修正しています。次に18歳から39歳までの若者の調査票では、2頁、問12番「子どもについてお伺いします。」という質問で、「子どもを持つ」という聞き方から「子どもについてお伺いします。」というふうに表現を変えています。その他、市内企業と関連事業所団体については大きく修正をかけてはいません。修正内容については以上です。

次に資料6をご覧ください。事務局からも説明がありましたが、今回調査対象区分①番から⑧番までにアンケートを実施し、それぞれの対象者の抽出依頼方法については、これまでの会議等で説明させていただいているところです。今回の調査の回答方法ですが、紙媒体での調査とウェブでの回答と、併用式で運用しています。資料裏面にそれぞれの調査区部に対しての配布数、回収数の記載があり、それぞれの回収率の方が一番右に記載されています。こちらの参考に、下段に5年前の同様の調査での回収率を記載しています。

ここでの課題としては、①就学前児童の保護者②就学児童の保護者について回収数、回収率が若干伸び悩んでいるところかと思います。明日が回答期限となっていますが、回答期限以降も、回収率を目指す形で受付をしながらできる限り多くの調査票の入力・集計等を行い、報告書のとりまとめをしていきたいと思います。資料1で記載されていますが、今回の報告書の完成3月末を目指して、報告書のとりまとめをしていきたいと思います。

委 員

回収率が伸び悩んでいるということだったのですが、期限過ぎても待ちますということで、実はうちにも届きまして、私がやっても仕方ないため、夫にしてもらったのですが、 投函したかは怪しいです。忘れてしまっている方もいると思うので、何かしらの形で出していただけましたかということをしないと回収率が上がらないのではないかと思いますが、なにか施策などあるのでしょうか。パッと見て、かなり低い数字だと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

こちらの調査については、まず調査票を発送しご協力をお願いしますとしたうえで、ご 自分で見ていただかないとということはありますが市のホームページでも案内をしてい ます。あと登録していただいていないと見ることができないのですが、日野市の公式 LINE でも調査票が届いている方はご協力をお願いしますという内容を流しました。明日が締 め切りですので、本日、もう一度 LINE を流しています。

調査票が届いている方に伝わっているかとどうか、悩ましいところではありますが、今こちらから伝えることのできるやり方として LINE を使っています。

委 員

ありがとうございます。私も少し周りにも声をかけてみようと思います。少し上がったらよいと思いますし、せっかく意見を言える場でありますので、何かしらアピールができればよいと思います。よろしくお願いします。

委 員

前回の5年前の調査では高校1年生が99%回答できていたのに今回は19.2%と低く、 回収率を見ると小・中学校と同じ程度のため、これは多分前回は学校で配って行ったのか と思いました。逆に今回は郵送ですが、高校生が郵送物を開けてアンケートに答えるとい うのはなかなかないと思いました。

事務局

お見込みのとおりです。前回の高校1年生の回収率は99.7%ですが、これは市内のある特定の高校の1年生にピンポイントでお願いをしたもので、やはり学校にお願いすると確実に回収できるというところはあります。今回あえてその方法をとらなかった理由は、やはり特定の高校の1年生となると必ずしも市内在住とは限らず、また、一定の似通った層が固まっているのではないかというところを危惧し、今回はあえて高校2年生相当という名前のとおり、学校に行っていない可能性のある方も含めて、この年代の方を無作為抽出して郵送で依頼したものです。

おっしゃるとおり、この年代と若者世代の回収が困難ということは想定していました。 前回、高校1年生は320通を配布して319通の回収、18歳~30代の若者世代は400通を 配布して100通の回収でした。このあたりの回収率を上げるのは非常に困難という見込 みの中で回収数を確保したいという考えで、今回高校2年生相当は1,036通、若者世代は 1,087通と、配布数そのものを増やす形で回収数を上げるという手法をとりました。

会 長

続いて次第「3その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

子ども条例委員会の設置についてのご案内です。この支援会議において、令和3年度以降たびたびお時間をいただき、委員の皆様から子ども条例委員会についてご意見を頂戴しました。これまで子どもを取り巻く現状と課題について、幅広く話し合っていただいています。この「子ども・子育て支援会議」が、子どもの権利を保障・擁護することで子どもの幸福の実現を目指し子どもが健全に育つことができる環境をつくることを目的とした「子ども条例」を踏まえたものであり、子ども条例に定められている「子ども条例委員会」の機能を併せ持つ、という考えで、日野市はこれまでやっておりました。しかしながら子どもに関する施策を大人の視点から検討する「子ども・子育て支援会議」と、子どもの権利という視点で検証する「子ども条例委員会」との関係について、もう少し丁寧に整

理が必要だという指摘があったことから、まず子どもの権利についての理解を深めることを委員の皆さんと一緒にさせていただきながら、ご意見をいただいてきました。

令和6年度は、これまでさまざまなご報告をしたとおり、子ども包括支援センターみらいくの開設、子どもなんでも相談の開始、子どもオンブズパーソンの設置と、日野市の子ども・子育て支援がさらなる充実に向けた取組みが動き出す年でもあります。このタイミングで、子どもの権利の擁護・保障についての検証を行う子ども条例委員会の設置をしたうえで、子どもの権利の視点から子どもの取り巻く環境の改善につなげ、新たな事業をふくむ日野市の子ども子育て支援のための取り組みを、よりよいものにしていければと考えているところです。

「日野市子ども条例」は、子どもの権利の保障・擁護について日野市が平成20年7月1日から施行している大事な条例です。こちらの第5章に「日野市子ども条例委員会」について記載されています。第20条の3に、この委員会は子どもの権利の保障・擁護についての状況等を検証していくことを役割にしていますが、10名の委員で構成するという記載があり、うち5人は公募の市民を選任するということが記載されています。令和6年度の委員会設置に向けて、まずはこの条例に定めのあるとおり、市民委員の公募を4月に行う予定です。広報等で公募のお知らせをし、多くの方に応募いただきたいと考えています。公募の対象としては市内在住の18歳以上の方を想定しています。公募については、4月以降広報等でご案内するため、委員の皆様にもお知り合いの方に声をかけいただくなど、関心を持っていただけるよう、ご協力いただければありがたく存じます。

委 員

私がこの支援会議に出席するようになったときに、自分の子ども達に日野市子ども条例を知っているかと聞くと、全員知らないと言いました。みな同じ小学校に通ったため、学校での伝え方や、子どもなのでそもそも興味がなく知らないということもあるのかもしれませんが、子どもたちがこの条例の内容について知る機会というのは多くあるのでしょうか。それとも年に1回ほどなのか。意外と子ども達は自分達がどのような法で守られているかを知らないというようなこともあるのかと思い、質問させていただきました。

事務局

学校を通じて行わせていただいていることとしては、委員の皆さまにお配りしている子ども条例ポケット版を1/4ほどに小さくした子ども条例を、中学校に入学する際に1年生に配布しています。日野市の中学校に入学したお子さんにはもれなくお配りしているところですが、とは言え、なかなか中身までということは難しいのかなと思っています。小・中学校には非常に協力をいただいており、各校が工夫をして、授業や授業以外の場で

考える機会などを設けているなどと聞いています。その中で、やはり自分に権利があると知っていなければ、例えば相談したいことがあっても、その状況が当たり前のことだからと思ってしまえば相談にも繋がらないため、まず知ることが大切なことだと思っています。そのような面では周知啓発はこれからも大切だと思っていますし、子ども条例委員会を設置したなかで何を検証していくかという、最初のポイントがそこなのかと考えています。もし、なにか小学校での事例等があれば、委員から教えていただければと思います。なお、今回の小学5年生、中学2年生を対象とした調査でも、中学生には「子ども条例を知っていますか」「子ども条例に定められた子どもの権利を知っていますか」という文言はあえて省いています。また、小学生には、「子ども条例を知ってますか」という文言はあえて省いていますが、「子どもの権利を知っていますか」という質問で、「安心していられる場所があること」、「人と違う自分らしさが認められること」、「いじめや虐待を受けないこと」、「学んだり遊んだり休息すること」といった回答選択肢を見て、読んでいただくことで、こういうものが自分の権利としてあるのかと知ってもらえるような設問も混ぜ込んでいます。このようなことも一つの啓発活動につながるかと思って、いろいろな場面で取組んでいきたいと考えています。

会 長

小学校での取組みをお聞かせいただけると非常に参考になりますので、お願いできますでしょうか。

委 員

全校がどこまで取り組んでいるかわからないのですが、教育委員会からはこの「子ども 条例」について周知のお願い等もありました。子ども条例の日の前の全校朝会では、条例 について取り上げて、子どもたちに話をしました。合わせて市役所等で展示しているとこ ろを含めて、紹介しました。意図したわけではないのですが、調査の前だったと思います が、子どもたちの意見を聞きながらいろいろ取組んでいたため、そのようなことを含めて、 子ども条例について1月の全校朝会で話をしたところです。5年生がどのように答えた か気になるところではありますが、こども基本法によって子どもの意見を聞き入れると いう体系体制?がだいぶ取られている学校が増えてきていると思うため、それに先立ち、 日野市の子ども条例について触れている学校は多くあるのではないかと捉えています。

会 長

ありがとうございました。他にご質問、ご意見あればお願いいたします。

委 員

ニーズ調査のことではないですが、先ほどのファミリー・アテンダントの後日談をお伝えしたいと思います。一年目ということで、ファミリー・アテンダント事業はまだこれから発展途上で、どのようになっていくのかということが皆様の疑問だと思いますし、4回でどうなのでしょうというご意見もあったと思います。私どもは10年やって毎回アンケートをとっていますが、5回でも非常によかったと、殆どの方が言ってくださっています。それはどのようなことかということを具体的に聞いてみますと、お子さんが「今日はふれんどさんが来るんでしょ」と言って、お母さんの顔色をあまり伺わないということもありますし、家庭の中で会話が変わったというのもありました。帰宅した夫が「最近君は変わったね。帰ってくるとずっと愚痴を言っていたのにふれんどさんが来てからそういうことは言わなくなって、僕は帰ってくるのが気持ちよくなった。」と、夕ご飯も楽しくやっているというようなことも多々あります。

30年も40年も前から母子カプセルと言って、母と子が家の中にいて、なかなか外に出られないという状況があり、そのあたりで子育てしていた方はそういう状況だったと思うのですが、今、状況は変わってきました。家庭の中に誰か他人が1人入るという新しい風が入ると、年代が高いと古い風なのかもしれませんが、古くても新しくても何か違う風が入るということが家庭の雰囲気を変えます。それから子育て中のお母さんが話すということで、自分のことを聞いてもらえる、自分が認めてもらえる、普通の核家族ですと疲れて帰ってくる夫にいろいろ言っても右から左に流されてしまうなど、そのような経験が女性はたいていあると思うのですが、とにかく自分の話を真剣に聞いてくれ、自分のやりたいことを一緒にやってくれる、そのような体験が、たとえ4回でも5回でも新しい風を入れてその先の一歩踏み出すという力になっているのだということをお伝えしたいと思いました。

日野市では選択肢が二つに増えるわけですから。今後、今子育て中に悩んでいるお母さんの大きな力になると思いますし、ファミリー・アテンダント事業の成功が、日野市はずっと子育てしやすいまちと言われていますが、今まで公式にそのようなものがなかったわけですが今回そのようなものができて、さらに子育てしやすいまち、それからお母さんが生きやすいまち、お父さんも暮らしやすいまちになるとよいと思っています。

会 長

ありがとうございました。今、先ほど話題になったところから、ファミリー・アテンダントの事例を踏まえて非常に重要なことを伺いました。また、日野市子ども条例については条例委員会の設置についての報告がありましたが、とにかくこの会議を含めて権利の主体の子どもたちにいかに権利を持っているかということを知ってもらうこと、理解し

てもらうことは大事なことだと思います。この子ども条例委員会の説明・報告を受けて、 質問、ご意見があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員

子ども条例ポケット版の 1/4 サイズのものを中学校に上がる時に配布しているとのことですが、私は幼稚園からずっと市内ですがもらった記憶がないのです。多分 1/4 サイズだと学生証などに挟める程度のサイズと思うのですが、そのくらいのサイズは子どもたちにとって鞄の一番下に忘れ去られているサイズで、めちゃくちゃになっているのかと思います。せっかく渡すのであれば、このポケット版のままか、せめて 1/2 サイズの方がわかりやすく、忘れ去られないのかと思います。私が忘れているのかもしれませんが、そこまで小さくしなくてもよいのではと思いました。

事務局

ポケット版ですが、配布を始めた年が正確ではないのですが、10年も20年も前からやってはいなかったと思います。もう少し最近、平成27年頃ではないかと思いますが、小さいのは確かです。ポケットに入れ持ち歩いてほしい、学生証、生徒手帳などに挟んでほしいというイメージで作ってあるのですが、小さいです。このあたりもご意見をいただいて、改良していくことが必要なのかと思います。

委 員

学習用タブレットを配っていますが、その中に入れないのですか。

事務局

タブレットに入れるとよいのではないかというアイデアをいただきました。教育委員会とも相談させていただきたいと思います。

委 員

見る見ないは別にして、そこにあればアクセスしやすいし、もし学校でそのような時間があった時に持ってなくても、タブレットで見れば目にする機会は増えるのではないかと思うため、せっかく今の時代なので検討いただければと思います。

委 員

今のお話を聞いて思いついたのが、児童館、学校などのトイレの壁などに、「日野市子ども条例、知ってるかな」のような問いかけを貼って、小学校や中学校であれば「あなたの Chromebook に詳しい事書いてあるよ。」「わからなかったらお父さんやお母さんに聞いてごらん。」と書いておくと、もしかすると興味のある子どもが少し知識を深めてくれる可能性もあり、必ず子ども達が利用する場所のため周知が自動的にできるのかと思いました。

事務局

いろいろなアイデアをありがとうございます。ちなみに児童館では冊子のままではさすがに子どもたちが読まないと思うため、子どもの権利に関する部分だけ抜き出し、少し平易な文言で会話形式のやり取りのような工夫をしたものを、常時掲示はしています。今いただいたご意見は、掲示物がたくさんある中で埋もれることも想定されるなかで、場所を選べばということで参考にさせていただきます。

委 員

子ども条例にはとても大事なことを書いてあると思うのですが、私は鞄の中に六法全書を入れていないのです。はって顔をされます。どうして持ってないのですかと思いませんか。私たちにとって大事な条例なのに。でも大人は持ち歩かないし見ないです。普段開かないから、だから子どもも見ないのです。たぶん見なければいけないのは、子どもではなく大人で、子どもにこれだけの権利があるということを大人が知らなければいけないのに、子どもが権利を犯されていますと手をあげることが大事なのか、大人が子どもの権利を犯さないように行動することが大事なのか、どちらが必要なのですかと非常に思うのです。一生懸命、日野市では周知しようとしてくださっていることもわかるし、でもなかなかうまく周知ができないこともわかります。ということは、やはりいろいろな意見を聞き入れながらやっていく機会が必要だと思うし、会議で持ってきて開く機会がないと持ってこないため、開く機会が必ずあれば絶対持ってくると思います。大人が目にする機会というのも作っていただければよいかと。他人まかせで申し訳ありませんが、あればうれしいと思います。

事務局

今だけでもたくさんアイデアをいただきました。令和3年度以降、委員の皆さまも入れ 替えがあるため通しで聞いていただいているわけではないと思いますが、この子ども・子 育て支援会議の場でいろいろな周知のアイデアをいただき、そもそも何が必要なのかというような話をさせていただきました。その中でまだまだ足りないということを痛感したところです。子ども自身が知ることがすごく大事だと思いつつ、子ども条例そのものは大人や市の責務なども記載されている中で、子どもが手を挙げなくてはいけないという訳ではなく、まずは大人がというのが前提です。

毎年7月1日の子ども条例の日に、市役所や図書館などの公共施設に子どもの権利に関する掲示などを行っています。また学校にも協力いただき保護者へのご案内などで、できるだけ周知を図ってはいますが、まだまだ足りないところもあります。先ほどみらいくの報告でも触れました講演会などを含めて、まず大人に知ってもらう、子どもにも「権利があるんだよ。声を上げていいんだよ。」と伝えていく、大人と子ども両方合わせて進めていかなければならないと改めて感じているところです。

まずは子ども条例委員を募集しますので、4月以降、広報等で見かけましたら、関心を持っていただき、周りの方にもぜひ宣伝していただければと思います。子ども・子育て支援会議が子ども条例委員会の役割を果たしているといってきた理由の一つに、様々な子ども・子育てに関わる活動をしておられる皆様からご意見をいただける。また、持ち帰って周知していただいたケースもよくお聞きします。そのようなことにも期待して、役割を果たしていただいているという話をしてきたところです。子ども条例委員会が設置されても、子ども条例、子どもの権利がベースになって子ども・子育て支援会議が行われるのは変わらないところです。ぜひ皆さまにもご協力いただき、私共にはっぱをかけていただければと思います。

会 長

ありがとうございました。他になければ、以上で本日の議題は終了しました。

今年度の会議は冒頭で申しましたように最後となります。委員の任期は2年のため、 来年度もおそらくほぼ同じメンバーで、これから本格的な計画策定に向けた協議をして いくことになると思います。委員の皆さんそれぞれのお立場、ご経験ならではのご見識、 ご意見を基に、今後も協議を深めていきたいと思っています。

本日の報告にありましたように、来年度はみらいくの開設、子どもなんでも相談の開始、子どもオンブズの設置、子ども条例委員会の設置と、多くの新たな取り組み、新規事業が始まってきます。このような取り組みが子どもたちの最善の利益に確実に結びつく、つながるようにしていくことが、ある意味この会議の本分と思っています。来年度も皆様とともに意見を交わしていければと思います。最後に事務局からお願いいたします。

事務局

本日はありがとうございました。来年度については、ニーズ調査の結果を踏まえたうえで、次期子ども計画の策定に入ってまいります。来年度は少々多いのですが6回の会議の開催を予定しています。第1回目は4月の下旬を予定して日程を調整しているため、詳細が決まり次第お知らせします。引き続き、よろしくお願いします。

会 長

では、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉 会)